



長野縣下伊那郡竜丘村立
編輯兼發行 印刷所 今村玄吾
代表者 今村順三
發行所 竜丘青年會
印刷所 龍共社印刷所

我々の生活に重要な二つ
あるが、かへつて得意然たる
ものがあるが言語同調の極み
である。

近時公共道德の割合に低

下したるを思ふ。花の季節に

特に其の事實が多い。年一回

の行樂時期として、之を享樂

するはもよ可とするが、

しそれが清遊の域を越え、

物を損なつたり他人に迷惑を

かけたりする者が隨分多い。

こゝろみに花の一日を行樂地

に寄せて見るなれば、手の届

く以内に於て、ほんざ花こ

云ふ花は、必ず何處か折れて

居るを見る。悲しい事實であ

る。酔ひざれて見るにたへな

い醜態を演じて居る者があ

それも當人だけの問題ならそ

れでもいこして、公衆に不

快な感を與へる事しきりだ。

ひざいのは人込にも不拘小便

なぎし乍ら歩いてゐる者があ

る。不快の極みである。又放

歌高唱して居る者がある。一

切を忘れて一日を氣分に更け

るを悪しきはせぬが、自から

場所をわきまえねばならぬだ

らう。驛や電車内での亂痴氣

騒ぎは骨稽の度がすぎてむし

ろ不快である。最も甚だしき

は是等不徳漢に對し取締の任

にある青年團或ひは消防なさ

の公共團体が己れの權力をい

事にして、公衆に迷惑を及

ぼして、かへつて得意然たる

ものがあるが言語同調の極み

である。

研究の史先丘竜

生 澤 松

先史云ふは、傳説も文獻もない即ち有史以前の時代を總稱する。此の年代を決定するに學者によて意見はまちまちであるが、高天原の開發が漸進的に伊那の開發に及んだいふ一般的な觀方から考へれば三千以前に遡る云ふのが妥當と思はれる。傳説、文獻、神話のない先史の研究は各相を知るには、前述の如き残地に暗示的に散在する石器、土器、古墳によつて考證推定し考古學的判断をするよりよぶとする問題ではない。或はその點で竜丘は古代に於ては日本に古墳の一

番存在するは日本である。考古學者が「世界に古墳の一の中でも竜丘は一番存在する」と言つた、此の竜丘は全世界の内信濃が最も多く信濃の古墳の散在地である。釋

は、當時の文化狀態及び文化諸相を知るには、前述の如き残地に暗示的比較される品を紹密な點まで比較され、其の共通性と特異性を考察し、其の民族が及ぼした影響を況みに散在する石器、土器、古墳に

而し其れが之から私の云は

るが此の研究に對する興味を

いた。

時事點描

賀壽雄

櫻花一輪散りて春惱を知るに非ざれども、漸く凜りついて居た筆もこげた程に亦勇躍された。

花の四月も三旬となり學窓を築立ちてより一ヶ月、實社會への一步を完全に踏みしめたわけとは云ふものゝ年一年

聞くに聞く

實補と青訓に代る

青年學校について

實業補習學校と青年訓練所を廢止し、兩者の特徴を取り入れ
新たに四月一日より實施される事になつた青年學校について、
直接な關係を有する事を持つ小學校にその制度を開く。

青年學校令

第一條 青年學校ハ男女青年ニ對シ其ノ心身ヲ鍛錬シ德性ヲ涵養スルト共ニ職業及家庭生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的ト

第七條 普通科ノ教授及訓練

期間ハ二年トス。
本科ノ教授及訓練期間ハ男子ニ在リテハ五年、女子ニ在リテハ三年トス。但シ土地ノ情況ニ依リ男子ニ在リテハ四年、女子ニ在リテハ二年ト爲スコトヲ得。

研究科ノ教授及訓練期間ハ一年以上トス。

第八條 普通科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ尋常小學校卒業者又ハ之ニ相當スル素養アル者トス。

第九條 普通科ノ教授及訓練科目ハ男子ニ在リテハ、修身及公民力、普通學科、職業科竝ニ体操科トシ女子ニ在リテハ修身及公民力、普通學科、普通學科、職業科、通學科、職業科、家事及裁縫科竝ニ体操科トス。

第十條 青年學校ニハ特別ノ事項ヲ修得セシムル爲專修科ヲ置クコトヲ得。

第十一條 青年學校ニハ相當員數ノ專責教員ヲ置クベシ大臣之ヲ定ム。

第十二條 青年學校ノ教員ノ資格ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム。

第十三條 青年學校ノ設備ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム。

第十四條 青年學ニ於テハ授業料ヲ徵集スルコトヲ得ズ。但シ道府縣立ノ學校ニ在リテ文部大臣其ノ他ノ學校ニ在リテ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラ

第十五條 本令ニ依ラザル學校ハ青年學校ト稱スルコトヲ得ズ。

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行

第三條 青年ガク校は尋常力を卒業したる者及び高等力を卒業したるものにして現に中等以上ガク校教育を受けざる男青年に對し、あまねく教育の機會を與ふる事を趣旨とするが、此等男女青年は概ね一定の業務に從事し、其の餘暇を以つて就ガクするものなるが故に其の組織内容は力めて簡易自由なるものとし種々の點に於て十分伸縮性を保持せしめ土地の状況及青年の實際生活に適應せしむる事とせり。

第四條 商工會議所、農會其他ニ準ズベキ公共團體ハ青年學校ヲ設置スルコトヲ得。

第五條 青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ設置シタル青年學校ハ私立トス。

第六條 私人ハ青年學校ヲ設得。

第七條 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第八條 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第九條 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第十條 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第十一條 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第十二條 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第十三條 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第十四條 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第十五條 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第十六條 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第十七條 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第十八條 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第十九條 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第二十条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第二十一条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第二十二条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第二十三条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第二十四条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第二十五条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第二十六条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第二十七条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第二十八条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第二十九条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第三十条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第三十一条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第三十二条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第三十三条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第三十四条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第三十五条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第三十六条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第三十七条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第三十八条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第三十九条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第四十条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第四十一条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第四十二条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第四十三条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第四十四条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第四十五条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第四十六条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第四十七条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第四十八条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第四十九条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第五十条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第五十一条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第五十二条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第五十三条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第五十四条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第五十五条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第五十六条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第五十七条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第五十八条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體ハ青年學校ヲ設置スルトヲ得。

第五十九条 公共團體ハ青年學校ノ設置廢止前項ノ規定ニ依リ青年學校ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲體

女性の使命

時父婦人會 今 村

女性の使命は何でせうか？ 女性は務めて學を修め德を磨き、常に反省して進取的精心を養ひ、世の男性に遅れない様心がけてゆかなくてはならないと思ひます。常に學ぶといふ心持を以つて其日／＼を過したいものです。

昔から學問は無形の財産を得るこ云はれます、學問はまことに尊い有難いものだと思ひます。然し其の學問こは必ずしも、學校で教へる様な無圖かしいものばかりでなく日頃私達が見たり聞いたりする事が皆學問であるこ思ひます。

學ぶこいふ事ご共に、女性の心掛けて行かなくてはならないものに修徳と博愛があります。私達は日頃學問を怠らないこ同時に徳を修めていかなくてはならないこ思ひます。

博愛は女性の爲に出来てゐる一つの愛であるこ云つても決して過言ではないでせう。

博愛心がある爲に女は女らしく又床しいものです。子供の常によい人の教へや、行を聞いたり見たりして、人格の向上に務めたいものです。

女性の爲に出来てゐる一つの愛であるこ云つても決して過言ではないでせう。

博愛心がある爲に女は女らしく又床しいものです。子供の教育に日常他人との交際にこの大切な事であるこ思ひます。

私達は世の母である爲に、又母となる人々である爲に、常によく學び、徳を修め、博愛心を高めて、大和民族女性

家庭

三月七日けふははつうまです

端午の節句由來

天應元年蒙古軍が我國に押よせた時神風が吹いて戦はずして大勝した是が五月五日だつたので其の後此の日を男の節句として男子幸運を祈る。

赤ちゃんの夜泣きは多く晝夜を取違えて寝そびれる爲としての使命を果さなければならぬと思ひます。

子供の夜泣きを直すには赤ちゃんの夜泣きは多く晝夜を取違えて寝そびれる爲としての使命を果さなければならぬと思ひます。

幼兒のおやつは

慎重に考へずに與へるこ

一すつかり體を壊してしまふ

幼兒の間食は大人が口淋しいから食べるこ違つて三度の御飯では足りない養分を補ふ爲だから、おやつこいふよりは食事の一考へて與へる品も充分考慮して選ばねばなりません。

澱粉に富んだ淡白なものの酸味の少い果物を與へること。メリケン粉の様な穀類製品に少々甘味をつけたもの、野菜で

薬になる

『松葉酒』の製造法

これからが時季です

松葉酒の製法は、先づ一升入りの日本酒の空壜を用意し、松葉の元の枝を落さぬ様注意して枝から水でよく洗ひ、長さ四五分に切つて、それを壜の深さの約半分位迄入れ、夫に白砂糖五十匁程加へ、水を壜の口下一寸五分位迄さします。(一杯に入れてはいけません)(一杯に入れてはいけません)

春去れば

花が散つてから亦日許り續いた。

なすこもなしに炬燵へ足を入れて見たがオキがやけに熱いさうか云つて漫然と現實的な感興が起らない逝く春は何んなしにやるあなた親しい近所の娘が二人共、近々の中に嫁にゆく様になつた許りではなからう。

机には杖つくには未だ冷つこい淋しさを感じる。

家中をあきらめて外へ出て見たら、若芽が薄緑に燃え

子供の心

仕舞ふここのない様、規律衛生の點から厳しく戒めねばなりません。

これは幼兒は機嫌よくお八つ迄遊び、無暗にせがんだり致しません。自分で買食ひして見たら、若芽が薄緑に燃え

家の中をあきらめて外へ出でて見たら、若芽が薄緑に燃え

机には杖つくには未だ冷つこい淋しさを感じる。

家中をあきらめて外へ出でて見たら、若芽が薄緑に燃え

子供の作品から

三年生

世智辛い大人の生活に較べて、小供の世界はあくまで天真爛漫で、すぐりしいものです。こゝに學校へお願して子供の作品を借りて見ました。

こんなものを通じて子供の世界を伺ふのも父大人に云つて一つの参考ではないでせうか

三年生

三年佐々木孝子

私は三年生になつてうれしくてたまりません。それから三年の讀本も買ひました。私は先生が通知簿を返して下さつたので本も買ひました。私は先生が家へ持つていつてひろげて見せます。たいそうが甲になりまつたのでよろこんでおかあちやのこころへこんで行つてきました。それから卒業式に頂いたおかしをたべました。

私がお墓参りをしてかへりがけにおかんのんさまへ花草だらおぶつてあげるこいひました。

花草だんご

三年今村延子

私がお墓参りをしてかへりがけにおかんのんさまへ花草だらおぶつてあげるこいひました。

花草だんご

三年上松孝善

私がお墓参りをしてかへりがけにおかんのんさまへ花草だらおぶつてあげるこいひました。

すみやき

明日もお天氣に

お背戸の桃は散りてソロけや木はほのこ芽ぶきソロ山鳩ほろん啼いてソロ

春のたより

寺の暮れ六ツ都のおたよりなくソロ心なつてソロ

入日に山が紅くソロ

川柳

けん坊

そのまの上へ小さなわらごをたてそこへ小さなえんご

桿桶に折つて持つたは櫻なり